延焼を防止する措置が講じられている

急速充電設備適合チェック表

届出者

住所

氏名

電話番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要　件 | 機器状況 | 適合 |
| 筐体の材料が不燃性であること。  （板厚がステンレスで2.0mm以上・鋼板で2.3mm以上） | 材料［　　　　 　］  板厚［　　　　］mm |  |
| 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。 | ［　適　・　否　］ |  |
| 筐体の体積1㎥に対する内蔵可燃物量が約122㎏以下であること。 | 筐体堆積  ［　　　　］㎥  内蔵可燃物  ［　　　　］㎏ |  |
| 蓄電池設備が内蔵されていないこと。 | ［　適　・　否　］ |  |
| 太陽光発電設備が接続されていないこと。 | ［　適　・　否　］ |  |

１　国東市火災予防条例第11条の2第1項第1号に規定する「消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられている」の基準に適合するものであるかについて判定するものである。

２「機器状況」欄には設置しようとする急速充電設備の値等を記入すること。

３「適合」欄には、「要件」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×を記入すること。